

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可  
申請書に関する審査書（案）に対する科学的・技術的意見の募集  
について

令和 2 年 5 月 1 4 日  
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、平成 2 6 年 1 月 7 日に日本原燃株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 4 条の 4 第 1 項の規定に基づく再処理事業所再処理事業変更許可申請書を受理し、「核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合」において審査を行い、審査の結果を取りまとめました。

下記の要領にて別添の「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 4 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 4 号関連）（案）」について、科学的・技術的御意見を広く募集いたします。

同審査書（案）に対する科学的・技術的意見がありましたら、以下の要領にて提出してください。

記

**1. 御意見募集案件**

- ・ 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 4 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 4 号関連）（案）

また、御意見の提出に当たっては、上記の資料のほか、以下を参照ください。

- ・ [日本原燃株式会社 六ヶ所再処理施設 審査状況](#)

**2. 募集する御意見の内容**

上記 1. に対する、科学的・技術的な御意見

**3. 御意見提出方法**

御意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見は、必ず御意見の提出箇所がわかるように、審査書（案）の **ページ番号を明記（例：13 ページ）** して提出してください。

- (1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合  
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- (2) 郵送・FAX で意見を提出する場合  
電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームに掲載されている「意見

提出様式」をダウンロードし、「意見送付の宛先」まで、送付してください。

#### 意見送付の宛先

住 所：〒106-8450  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部  
審査グループ 核燃料施設審査部門 宛て  
FAX： 03-5114-2181

#### 4. 御意見提出上の注意

- (1) 御提出いただく御意見等につきましては、日本語に限ります。  
また、個人の場合は住所、氏名及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。氏名・連絡先等の個人情報については、いただいた御意見の内容に不明な点があった場合などの問い合わせをさせていただくため、御記入いただくものです。御記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- (2) いただいた御意見については、意見募集期間終了後、個人情報等を記載する欄を除き、原則として公表させていただきます。**(御意見自体は原則として全て公表しますので、御意見中には、氏名、住所、電話番号等の個人情報等の公開に適さない情報を記載なさらないようお願いいたします。)**  
なお、御意見に対して個別に考えを表明することはしません。
- (3) いただいた御意見が下記に該当する場合は、御意見の一部を伏せること、または、御意見として取り扱わないことがあります。
  - ・御意見が、対象となる日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）における科学的・技術的判断と無関係な場合
  - ・御意見の中に、特定の個人を識別することができる情報がある場合
  - ・特定の個人・法人の財産権等を害するおそれがある場合
  - ・特定の個人・法人の誹謗中傷に該当する場合
  - ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
  - ・入力された情報が虚偽であると判明した場合

#### 5. 意見提出期間

令和2年5月14日(木)から令和2年6月12日(金)までの30日間(期間内必着)

(問合せ先)

原子力規制庁 原子力規制部  
審査グループ 核燃料施設審査部門  
担当：古作、猪俣、真田  
電話： 03-3581-3352 (代表)  
03-5114-2117 (直通)